

休業補償・休業援護金

1 休業補償 「法第28条」

休業補償は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、次の3つの要件のすべてを満たす場合に、その勤務することができない期間1日につき平均給与額 187ページ の100分の60に相当する額が支給されます。

- ア 療養中であること
- イ 勤務することができないこと
- ウ 給与を受けないこと

ただし、公務又は通勤災害による傷病の療養期間については給料が減額されませんので、通常、補償は受けられませんが、勤務実績に基づく時間外勤務手当等の額が多額であった職員（受けとった給与が平均給与額の100分の60に満たない場合）については、その差額が支給対象となります。

次の場合は、休業補償は支給されません。

- (ア) 休業していても給与を受けている場合（平均給与額の100分の60以上）
 - (イ) 療養していなかった場合
 - (ウ) 療養中でしかも給与を受けていない場合でも一般的に労働可能な状態にあるとき
 - (エ) 傷病補償年金が支給される場合
 - (オ) 監獄、労役場等に拘禁中又は少年院等に収容中の期間
- (1) 同一事由によって休業補償と国民年金法による障害年金が支給される場合は、支給額が調整されることがあります 183ページ。
- (2) 次の場合には、補償の一部が制限されます 184ページ。
- ア 災害が被災職員の故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合
 - イ 正当な理由なく基金支部の療養の指示に従わなかった場合

2 休業援護金（福祉事業）「業規第28条」

現在、休業補償の支給率が平均給与額の100分の60とされていますが、これでは公務災害又は通勤災害を受け、その療養のため休業した場合の損失補てんとして、共済給付である傷病手当金との均衡上不十分であると考えられることから、実質的に休業補償の上積みを行うことを目的として、次のいずれか一つに該当する職員に、その勤務することができない期間1日につき平均給与額の100分の20を限度として支給されます。

- ア 休業補償を受ける職員
- イ 公務上の災害又は通勤による災害を受け、その療養のため所定の勤務時間の全部にわたって勤務することができない場合において、支給される給与の額が平均給与額の100分の60以上で、かつ、100分の80に満たない職員

3 休業補償及び休業援護金の額

休業補償及び休業援護金の支給額は、勤務並びに給与の支給の状態により、次の表により算出した額が支給されます。

	1日の全部を勤務することができないとき			1日の一部を勤務することができないとき	離職後
	給与を受けないとき	給与が平均給与の額の $\frac{60}{100}$ に満たないとき	給与が平均給与の額の $\frac{60}{100}$ 以上で $\frac{80}{100}$ に満たないとき		
休業補償	$a \times \frac{60}{100}$	$a \times \frac{60}{100} - s$	0	$(a - s) \times \frac{60}{100}$	$a \times \frac{60}{100} \times \frac{\text{通院時間}}{8}$
休業援護金	$a \times \frac{20}{100}$	$a \times \frac{20}{100}$	$a \times \frac{80}{100} - s$	$(a - s) \times \frac{20}{100}$	$a \times \frac{20}{100} \times \frac{\text{通院時間}}{8}$
平均給与額 (a) $\frac{80}{100}$ $\frac{60}{100}$	休業援護金 休業補償	休業援護金 休業補償 受ける給与の額(s)	休業援護金 受ける給与の額(s)	受ける給与の額(s) 休業援護金 休業補償	

a = 平均給与額 s = その日に受ける給与額

4 通勤災害に係る一部負担金

通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける被災職員で次に掲げる職員以外の方は、一部負担金として200円を基金支部に払わなければなりません。

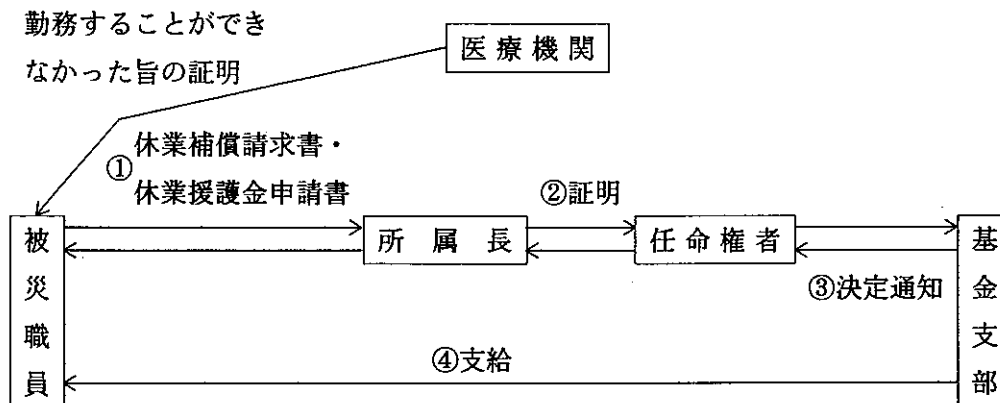
- ① 第三者の行為によって通勤による災害を受けた者
- ② 療養開始後3日以内に死亡した者
- ③ 休業補償を受けない者
- ④ 同一の通勤による災害に関し、既に一部負担金を払い込んだ者

5 休業補償・休業援護金の請求（申請）手続

「休業補償請求書・休業援護金申請書」 258 ページ を所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

その際、請求書中に ①請求者が療養のため勤務することができなかった期間等の医師の証明を受け、さらに ②所属長から、請求額の計算の基礎となる平均給与額についての証明 323 ページ と ③請求日数等に関する証明を受けてください。

休業補償及び休業援護金の請求（申請）手続を図示すると次のようになります。



休業補償は、職員が休業している間はおおむね毎月1回請求することになりますが、その都度平均給与額を算定する必要があります。

なお、平均給与額の算定にあたっては、最低保障額が適用され、また、療養開始後1年6か月を経過している場合は、年齢に応じ、最低・最高限度額が適用されます 198ページ。

〔休業補償請求等の記載例〕

様式第7号

1号紙

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	11-001000
請求回数	第 1 回

地方公務員災害補償基金 長野県 支部長殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求 （申請）します。		請求（申請）年月日 平成 12 年 2 月 4 日 請求（申請）者の住所 〇〇市 〇〇町 氏 名 長崎太郎	
1 被災職 員に関 する事 項	所属団体名 〇〇市 氏名 長崎太郎 40 年 7 月 3 日生 (34 歳)	所属部局名 〇〇部 〇〇課 職 名 主 任 ☒ 常 勤 ☐ 常勤的非常勤 負傷又は 発病の年月日 平成 10 年 7 月 1 日	
	2 請求日 数等 平成 12 年 1 月 1 日から 31 日 全部休業した日数 31 日 平成 12 年 1 月 31 日までのうち 一部休業した日数 0 日 全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 0 円		
* 3 所属部 局の長 の証明 1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 平成 12 年 2 月 3 日 所属部局の 所在地 〇〇市 〇〇町 〇番 〇号 所 名 〇〇市 〇〇部 〇〇課 長の職・氏名 課長 〇〇〇〇		公印	
4 休 業 補 償	全部休業し た日につ いての計算 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $11,850 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 0 \text{ 円} = 7,110 \text{ 円}$	(請求日数) $7,110 \text{ 円} \times \frac{31 \text{ 日}}{100} = 220,410 \text{ 円(A)}$	
	一部休業し た日につ いての計算 (平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 - 円 = 円(7) (7)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\text{円} \times \frac{60}{100} = \text{円}$	(自治大臣が算出限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) $\text{円} \times \frac{\text{日}}{100} = \text{円(B)}$	
	請求金額 (A) + (B)	220,410 円	
5 休 業 援 護 金	全部休業し た日につ いての計算 ① 休業補償を受ける場合 (平均給与額) $11,850 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,370 \text{ 円}$	(請求日数) $2,370 \text{ 円} \times \frac{31 \text{ 日}}{100} = 73,470 \text{ 円(C)}$	
	② 休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} = \text{円} = \text{円}$	(請求日数) $\text{円} \times \frac{\text{日}}{100} = \text{円(D)}$	
	一部休業し た日につ いての計算 (平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額) 円 - 円 = 円(ウ) (ウ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\text{円} \times \frac{20}{100} = \text{円}$	(自治大臣が算出限度額として定める額) 円(イ) (請求日数) $\text{円} \times \frac{\text{日}}{100} = \text{円(E)}$	
	申請金額 (C) + (D) + (E)	73,470 円	
6 旧国民年金法の 受給関係 ☐ 被保険者であった。 ☐ 被保険者ではなかった。			
* 7 医師の 証明	傷病名 癌 肺 癌 請求日数のうち療養のため勤務することがで きなかったと認められる日数 平成 12 年 1 月 1 日から 31 日までのうち 日 平成 12 年 1 月 31 日まで		現在の状態 平均 12 年 1 月 31 日 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☒ 継続中
	上記のとおりであることを証明します。 平成 12 年 1 月 31 日 医療機関の 所在地 〇〇市 〇〇町 〇番 〇号 名 称 〇〇〇〇 医師の氏名 〇〇〇〇		

災害発生時の
ものを記入し
てください。

医師の証明を
受けてくださ
い。

8 送金希望の場合	振込み	振込先 金融機関名	〇〇銀行 〇〇支店	*受理	平成 年 月 日
		☒ 普通預金 ☐ 当座預金		*休業補償	法第30条の制限 ☐ 有 ☐ 無
		口座番号	〇 〇 〇 〇	*決定	円
		預金名義者	ナガサキ タロウ	*金額	円
	送金 小切手	受取先 金融機関名	銀行 支店	*合計	円
	その他			*通知 *支払	平成 年 月 日 平成 年 月 日

〔注意事項〕

- 1 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「2 請求日数等」の欄には、地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 3 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（2号紙）」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の項の「（平均給与額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により自治大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「自治大臣が定める額（イ）」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により自治大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 5 「6 旧国民年金法の受給関係」の欄には、休業補償を受けようとする者について記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務所名等を記載した書類を添付すること。
- 6 「*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
- 7 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、第2回以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。

金融機関（郵便局を除く）振込に限ります